

禁煙治療の保険適用要件

保険診療による禁煙治療は、以下の要件を満たすことで受診が可能です。

- ニコチン依存症の判定テストが5点以上。(次のページにあります)
- (35歳以上の方のみ)
「1日の平均喫煙本数」 × 「これまでの喫煙年数」 が200以上である。
例) 1日の平均喫煙本数が20本で、30年間吸っている場合、
 $20 \times 30 = 600$
- 現在たばこを吸っていて、直ちに禁煙しようと考えている。
- 医療機関で禁煙治療の同意書に署名を求められたときに同意すること。
- (過去に保険診療による禁煙治療を受けたことがある方のみ)
前回の治療の初回受診日から1年以上が経過していること

↑

以上の要件を全て満たしている方は、保険診療による禁煙治療の受診が可能です。



《ニコチン依存症の判定テスト》

	は い 1 点	いいえ 0 点
1. 自分が吸うつもりよりも、ずっと多くタバコを吸ってしま うことができましたか?		
2. 禁煙や本数を減らそうと試みて、できなかったことがあ りましたか?		
3. 禁煙したり本数を減らそうとしたときに、タバコがほしく てほしくてたまらなくなることがありましたか?		
4. 禁煙したり本数を減らそうとしたときに、次のどれかがあ りましたか? (イライラ、神経質、落ちつかない、集中しにくい、ゆううつ、 頭痛、眠気、胃のむかつき、脈が遅い、手のふるえ、食欲または 体重増加)		
5. 4でうかがった症状を消すために、またタバコを吸い始め ることがありましたか。		
6. 重い病気にかかったときに、タバコはよくないとわかって いるのに吸うことがありましたか?		
7. タバコのために自分に健康問題が起きているとわかってい ても、吸うことがありましたか?		
8. タバコのために自分に精神的問題(※)が起きているとわ かっていても、吸うことがありましたか?		
9. 自分はタバコに依存していると感じることがありましたか?		
10. タバコが吸えないような仕事やつきあいを避けることが何 度かありましたか?		
※(注) 禁煙や本数を減らした時に出現する離脱症状(いわゆる 禁断症状)ではなく、喫煙することによって神経質になったり、 不安や抑うつなどの症状が出現している状態。	合計 点	

↑

合計が5点以上の方は、表面の質問項目の1つ目にチェックが入ります。